

# 南風原町部活動の在り方に関する方針

令和5年3月 南風原町教育委員会

## 目 次

<b>1</b>	<b>本方針策定の趣旨と取扱い</b> . . . . .	<b>1</b>
	(1) 南風原町部活動における方針策定の趣旨	
	(2) 本方針の取扱い	
<b>2</b>	<b>部活動の位置付けと意義</b> . . . . .	<b>2</b>
	(1) 部活動の位置付け	
	(2) 部活動の意義	
<b>3</b>	<b>部活動の指導上の留意点</b> . . . . .	<b>3</b>
	(1) 指導体制の確立	
	(2) 部活動支援のための制度の活用	
	(3) 計画的な活動スケジュールの設定	
	(4) 科学的・合理的な練習方法の工夫	
	(5) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	
<b>4</b>	<b>今後の部活動の在り方について</b> . . . . .	<b>5</b>

# 1 本方針策定の趣旨と取扱い

## (1) 南風原町部活動の在り方に関する方針策定の趣旨

部活動は学校教育活動の一環であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養（かんよう）、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、多様な学びや経験をする場と自らの興味・関心を深く追求する機会の充実につながるなど教育的意義の高いものである。

しかし、一方で、運動部・文化部を問わず、長時間の活動で十分な休養を生徒も教師も取りづらいこと、行き過ぎた活動によってスポーツ外傷・障害やバーンアウト（燃え尽きてしまうこと）などのリスクがあること、また、教師が未経験の種目を担当し、指導に自信が持てず指導面での改善が必要なこと、休日に教師が休みを取りづらくなっている等、様々な課題も見受けられる。このような中、令和4年12月スポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。また、令和3年12月には沖縄県教育委員会から「部活動の在り方に関する方針（改訂版）」が示された。本町においても、国や県のガイドラインに則り、本町における学校部活動の意義を確認し、有意義な活動となるよう運営や指導の在り方について具体的に示すために本方針を策定することとする。なお本方針は適宜見直し再検討をおこなう。

## (2) 本方針の取扱い

本方針は、南風原町立中学校生徒の学校部活動を対象として策定したものである。小学校段階の活動も本方針に準じて行うこととし、小学校段階を考慮して、心身の成長や学校生活への影響等がないよう適切な活動が行われるように留意すること。

スポーツ少年団等の活動については「南風原町立学校運動部活動・スポーツ少年団活動指導方針（平成27年6月南風原町教育委員会）」に基づき活動を行うものとする。

## 2 部活動の位置付けと意義

### (1) 部活動の位置付け

部活動は、学校教育活動の一環であり、学校経営方針に基づき、教育課程との関連を図りながら、組織的、計画的に実施する教育活動であり、中学校の学習指導要領においては、以下のように位置づけられている。

- 中学校学習指導要領【平成29年3月公示】  
第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項  
1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動と連携  
ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動についてはスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整ええられるようにするものとする。

### (2) 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、単に技術の向上だけではなく、体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感・自己肯定感の高まり、人間関係の形成など学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

また、異年齢との交流の中で生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、多様な学び、経験をする場と自らの興味・関心を深く追求する機会の充実につながるなど教育的意義の高いものである。

- 体力向上や健康増進
- 運動機能の向上
- 楽しさや喜びの実感
- 責任感・連帯感の涵養
- コミュニケーション能力の向上
- 健全な興味関心の育成
- 余暇を有意義に活用できる知識、技能、態度
- 基本的な生活習慣の定着
- 自主的・自発的な活動
- 自主性・協調性・連帯感・自己肯定感の高まり
- 集団の中のリーダーシップ、奉仕と協調の精神の醸成
- 集団生活をよりよくしていく態度や実践力の育成
- 友情を深め、社会性を養い、勤労を尊ぶ態度の育成

### 3 部活動の指導上の留意点

運営方針の決定や具体的な活動計画の作成など、学校として組織的に行い、全職員の協力の下、運営・管理及び、適切な指導に係る体制を構築すること。

生徒の興味・関心、個性や能力、発達段階や技能などを十分考慮した上で指導に当たること。また、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底するとともに、体罰や暴言・ハラスメントは、いかなる場合でも許されないことを深く自覚すること。

#### (1) 指導体制の確立

- 校長は、本方針に則った「学校の部活動に係る活動方針」を再検討して策定し、年間活動計画や活動実績とともに公表すること。
- 校長は、持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置するただし、新規部活動設置の際は十分に審議し判断すること。
- 校長は、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営が整えられているかについて適宜、指導・是正を行うこと。
- 校長は教職員の負担軽減に十分留意しながら、複数顧問制に取り組むこと。
- 部活動顧問は以下を作成して、校長への報告と保護者への周知を行うこと。
  - ・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
  - ・毎月の活動計画
  - ・活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

#### (2) 部活動支援のための制度の活用

生徒が、専門的な技術指導を受けられると同時に、教職員の負担軽減を図るためにも部活動指導員や外部コーチを積極的に活用していくこと。

#### 【部活動指導員】

- 部活動指導員は学校の教育計画に基づき、学校長の命を受けて学校外での活動（大会・練習試合など）の引率及び監督の職務を行うこと。
- 部活動指導員は週5日以内かつ月44時間以内とし、次の時間を目安として指導を行う。
  - ・月曜日から金曜日（以下「平日」という）の指導は、週4日以内とする。
  - ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という）の指導は、週1日以内とする。ただし、週末に大会参加等がある場合は、平日に休養日を振り替えること。
- 部活動指導員は、職務を遂行するにあたっては、当該学校長の職務上の命令に従わなければならない。

#### 【外部コーチ】

- 顧問の補助的な役割を果たすものであり、指導方針・指導時間などについて、学校の方針に従い指導に当たる。
- 部顧問がより専門的な技術指導のために必要な場合に校長が決定します。顧問と連携して活動を行う。

### (3) 計画的な活動スケジュールの設定

#### 【活動について】

- 1日の活動時間は長くとも平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的・効率的な活動を行うこと。
- 早朝練習は原則として行わないこと。
- 各学校の活動時間については、以下を参考に、各学校で設定すること。
  - ・平日は年間を通して18時までには活動を終了する。
  - ・18時15分までには下校する。
  - ・休日の部活動については、各部とも3時間以内の範囲で時間を設定する。
- 部活動と学習等の両立ができるように以下を参考に、各学校で適宜、部活動を停止する期間を設けるなど、学校生活全体を見通した計画を立てること。
  - ・定期試験等の期間は、試験前に5日程度の部活動停止期間を設ける。
  - ・部活動停止期間中に活動を行う必要があると部顧問が認める場合、部顧問は活動の目的を校長・生徒・保護者へ説明し生徒・保護者の承諾を得た上で、校長が許可した場合のみ活動を行う。

#### 【休養について】

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けること。
  - ・平日は、毎週水曜日を「ノー部活ディ」とし休養日とする。
  - ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は1日以上を休養日とする。
  - ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- 毎月第3日曜日は「家庭の日」として部活動は停止し休養日とする。
- 長期休業中は、連続した休養日や、ある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動が行えるよう配慮すること。

#### 【大会参加について】

- 部活動が参加する大会は、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟、島尻地区中学校体育連盟、島尻地区中学校文化連盟の主催又は共催する大会とする。
- 各競技団体や芸術文化関係団体が行う大会参加については、以下を考慮したうえで、校長の判断とする。
  - ・学校教育の一環として行われているもの
  - ・教育的意義が認められるもの

#### (4) 科学的・合理的な練習方法の工夫

生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導すること。

また、指導者自身の経験のみに基づく指導ではなく、中央競技団体や、各分野の関係団体が作成する指導手引き等を活用し指導すること。

#### (5) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰・暴言・ハラスメントは、生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合も許されるものではない。これらを根絶するために、以下のことについて理解して指導に当たること。

- 体罰・暴言・ハラスメントは心身への「暴力」であり許されないこと。
- 「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという誤った認識や、生徒との信頼関係や保護者の容認があるからといって正当化されるものではないこと。
- 被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。
- 以下は、体罰・暴言・ハラスメント等許されない指導と考えられる一例である。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・怒鳴る、過度の叱責</li><li>・肉体的、精神的負荷を課す</li><li>・嫌がらせ、言葉や態度による脅し</li><li>・人格を否定するような発言</li><li>・熱中症の発生が予見されうる状況下で水分補給をさせない など</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・過度にストレスを与える</li><li>・威圧的、威嚇的発言や行為</li><li>・身体や容姿に係る発言</li></ul> |
|--|--|

## 4 今後の部活動の在り方について

南風原町教育委員会においては、学校おける働き方改革の観点から、部活動の地域移行をすすめていくために、今後、以下のことに取り組んでいくこととする。

- 部活動指導員の積極的な活用。
- 休日の部活動について段階的な地域移行の体制整備。
- 生徒がスポーツ・芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業の推進。